

(別表1)

申請に対する処分に係る審査基準・標準処理期間

(令和4年6月1日作成)

法令名	北海道立職業能力開発支援センター条例
根拠条項	第12条第6項
許認可等の種類	利用料金の減免
法令の定め	北海道立職業能力開発支援センター条例 第12条第6項 北海道立職業能力開発支援センター条例施行規則 第6条
審査基準	「未設定」イ 審査基準が法令の定めに言い尽くされているため
標準処理期間	総期間 1日(注:休日は含まない。) 経由機関 日・月() 協議機関 日・月() 処分機関 日・月()
処分担当課	指定管理者:北海道職業能力開発協会(電話番号:011-825-2385)
申請先	同上
問い合わせ先	同上
備考	(公表アドレス https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/jzi/kijun.html)